平成２１年（フ）第３２０号
千葉県四街道市四街道３丁目10番37号
債務者　三浦　和範
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３３９号
千葉県成田市久米野968番地４
債務者　岸野　容子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１６９号
新潟県中魚沼郡津南町大字秋成12300番地
ニューグリーンピア津南単身寮
債務者　小倉　義貴
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２３６２号
愛知県弥富市平島東３丁目239番地
債務者　岩田　光生
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６０４号
愛知県岡崎市河原町４番地３　グレース21―201
債務者　森田　爲久
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
愛知県豊川市下長山町中屋敷135番地の10
債務者　松本　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１８７号
愛知県田原市大草町糠塚29番地69
債務者　浪崎　孝悦
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２９４号
岡山県倉敷市中畝７丁目７番８号
債務者　田中　裕一
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
岡山県倉敷市川入751番地13
債務者　堀田　友紀
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３２１号
岡山県倉敷市真備町箭田1665番地
債務者　難波　　章
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
釧路市鶴野東４丁目８番11号
債務者　堀井　利男
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２５６号
釧路市喜多町９番８号
債務者　柴田美代子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１３６号
栃木県足利市上渋垂町294番地１
債務者　下田　　昇
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第４８４号
愛知県豊田市元宮町１丁目61番地１　Ａパンクラブルーム Ｃ号
債務者　小出　祐樹
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５６６号
愛知県西尾市道光寺町東縄４番地１　緑風館Ｂ棟101号室
債務者　牧　　義浩
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５６７号
愛知県西尾市道光寺町東縄４番地１　緑風館Ｂ棟101号室
債務者　牧　美智代
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５９２号
愛知県岡崎市上六名４丁目２番地９　ヴィラなるせⅢ―101
債務者　松井　広史
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係